

地位確認等請求事件

原告

被告 国

原告第7準備書面

2022（令和4）年10月11日

横浜地方裁判所横須賀支部 民事合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 笠 置 裕

1 国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音について

(1) 2022年10月11日に実施された弁論準備手続において、被告指定代理人（男性、氏名不詳）が、非公開であるはずの同手続の様子を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていた。録音機は、同指定代理人が所持していた、開けられた状態の書類ファイルの表表紙の下、スマートフォンの後ろに隠されており、容易には発見できないような場所に置かれていた。

原告訴訟代理人は、ファイルの表表紙に橙色の点滅が反射していることを不思議に思い、書記官に対して録音されている可能性があるのではないかと指摘し、書記官がファイルの表表紙を広げたところ、録音機が作動していることが発覚したものである。

このことについて、担当裁判官が同指定代理人に対して問いただしたところ、同指定代理人は①期日前の打ち合わせ時から録音機を作動させていたが、止めることを忘れていた、②退席時にはうっかり持っていくのを忘れていた、③録

音データは内部の打ち合わせにしか使っていない、④録音していたのは本日だけであり、本件の他の弁論準備手続期日の様子は録音していないなどと弁解し、当初は一言の謝罪もしなかった。

③については、他の指定代理人（女性）も同調し、原告訴訟代理人弁護士に対し、内部打ち合わせにしか使っていないなどと強調していた。つまり、本件に関与している指定代理人の間では、弁論準備手続の状況が録音されていたことが共有されていたことになる。

④については、手続終了後、裁判官立会いの下で、書記官が録音機内のデータを調査したところ、少なくとも2022年7月以降の期日の録音が残されていたことが発覚しているため、虚偽の弁解であることが判明している。

(2) 同指定代理人は、記録係として期日に同席していたということであるが、そのような立場の者が、退席時の状況も含めた弁論準備手続の録音を行うということは、弁論準備手続の秘密性を全く理解していないことを示すものであり、言語道断である。手続の趣旨を理解していないことは、③のような弁解が通じると考えていることから裏付けられる。

その上、①②のような、極めて不自然かつその場しのぎの弁解を行い、④のような虚偽の弁解を、原告側に対してだけでなく、裁判所に対しても行っていたという不遜な態度からは、自身の行為の重大性及び訟務という高度に専門的な職務の重要性について、本当の意味では何ら理解していないことが表れている。

加えて、本件は、非公開手続のもと和解に向けた話し合いが進められている中で、損害論に関係する原告の病状という極めてセンシティブな情報についてもやりとりされていた様子が秘密録音されていたという事案である。原告訴訟代理人弁護士は、非公開の手続であることが制度的に担保されているからこそ、率直な意見交換を行っていた。それにもかかわらず、本件のような事態が生じたわけであるから、相当の是正措置がなされない限り、被告側との間で直接の

協議は不可能であると考えている。

なお、弁護士が法廷内録音を行った事例においては、2017年に業務停止処分3月という極めて重い懲戒処分が下されている（添付資料）。

2 本件に関する原告の要求

原告訴訟代理人弁護士は、国指定代理人によって、非公開であるはずの弁論準備手続の状況が録音されており、かつ原告訴訟代理人弁護士が気づかなければ国側が退席した後の場面までも録音されようとしていたという、訴訟遂行における当事者間の信頼関係を根底から崩すような行為を国が行ったという前代未聞の行為であり、ここに嚴重に抗議する。

その上で、原告訴訟代理人弁護士は、被告及び東京法務局訟務部に対し、下記の措置を速やかに講じ、その実施状況を文書にて報告することを求める。なお、下記の要求に対し誠意ある姿勢が見られない場合には、原告側は本件の弁論準備手続において、被告同席のもとでの協議を一切行わない。

記

- (1) 録音を行った国指定代理人（男性）の氏名・所属を明らかにすること。
- (2) 本件における被告ないし国指定代理人による期日の録音がいつごろから行われていたのかを明らかにすること。
- (3) 録音を行った国指定代理人を即刻解任したうえで、同人に対し国として厳正な懲戒処分を行うこと。
- (4) 2022年10月11日に実施された弁論準備手続にて上記の事実経過があったこと、及び法曹資格を有しない指定代理人に対する民事訴訟制度に関する研修など、再発防止策を実施したことを、東京高等裁判所管内の各弁護士会に対して周知すること。
- (5) 前項について、各弁護士会から事実関係や対応に関する照会があった際には、誠実に対応すること。

以上

添付資料

弁護士会における 2017 年時における懲戒処分例

記事

片山和英弁護士（東京）懲戒処分の要旨2017年6月号

投稿日：2017年6月20日 | カテゴリー：弁護士懲戒処分の要旨

1 弁護士の懲戒処分を公開しています。

日弁連広報誌「自由と正義」2017年6月号に掲載された弁護士の懲戒処分の公告・東京弁護士会の片山和英弁護士の懲戒処分の要旨

片山和英弁護士は、3回目の懲戒処分となりました。

2000年2月 業務停止1年

2011年10月 業務停止1年

そして今回、業務停止3月の処分が下されました。

処分の理由は法廷内の録音です。法廷内の録音は許可されていませんから処分は当然です。日頃は弁護士会の処分は甘いと言っていますが、他の処分との比較で、1人だけ厳しいというのもおかしな処分もあります。今回の処分がおかしな処分です。

2回の業務停止1年は債務整理を事務員にさせたという内容で、これは甘いかもしれません。片山弁護士は登録番号10054番ですから、今年で御年80歳はおなりになったのではないのでしょうか
ご本人の弁明は耳が遠くなって確認のため録音をしようとしたということを述べています。

それでは他の懲戒処分と比較してみましょう

懲戒処分の公告 2013年4月号

愛知県弁護士会 1 処分を受けた弁護士氏名 八木 眞 登録番号 16045 八木法律事務所

2 処分の内容 戒告

3 処分の理由

被懲戒者はAの代理人として懲戒請求者Bに対し、離婚及びAの財産の引渡しを求める調停事件を申立てたが、上記事件の継続中に十分な調査及び検討を行うことなく懲戒請求者Bに対しAの財産の引渡しに応じないことが背任罪に該当する旨を記載した2010年6月11日付け内容証明郵便を送付した。

被懲戒者は懲戒請求者Bの代理人弁護士である懲戒請求者Cに対し懲戒請求者Cを背任罪の共犯として告訴及び懲戒請求をする旨を記載した同月18日付け内容証明郵便及び懲戒請求者Bの依頼を受任すべきではなく受任したのであれば辞任すべきである旨記載した同年7月2日付け内容証明郵便をそれぞれ送付した。(3) 被懲戒者はAが勤務し懲戒請求者Bが取締役を務める株式会社Dに対しAの代理人として傷病手当を申請するに当たりD社の代理人弁護士に対し懲戒請求者Bが有印私文書偽装罪を犯したとするなどの記載を含む2011年3月14日付け書面を送付した。

被懲戒者は2010年11月26日上記離婚事件の調停期日における調停室内での会話等を録音した、また被懲戒者は2011年9月8日懲戒請求者及びAを原告とし懲戒請求者及び懲戒請求者Cを被告とする損害賠償請求事件の本人尋問期日における法廷内の供述等を録音した

(5)被懲戒者の上記行為はいずれも弁護士法56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

4 処分の効力を生じた年月日 2012年12月19日 2013年4月1日日本弁護士連合会

懲戒処分の公告 2013年4月号

1 処分を受けた弁護士 岐阜県弁護士会氏名 小山哲 登録番号 35165 弁護士法人ぎふ
コラボ西濃法律事務所